最終更新日：2021年6月23日

株式会社サンエー化研
代表取締役社長　山本 明広
問合せ先：03-3241-5701
証券コード：4234
http://www.sun-a-kaken.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、経営の透明性とコンプライアンスを確保した上で、柔軟かつ効率的な事業運営を行うことが、当社の健全かつ永続的な成長・発展につながる最善の方法であり、すべてのステークホルダーに共通する要求事項であると認識しております。そして、その要求に応えるため、効率的な指揮・命令系統と有効な牽制機能を併せもつ組織・体制を整備することが、コーポレート・ガバナンス確立の第一歩であると考えております。

当社は、コーポレート・ガバナンスを確立し、より確固としたものにするため、コーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施し、原則及び補充原則についてもできる限り対応するよう努めます。併せて、会社諸規程・諸規則を整備し、業務分掌・職務権限の明確化を行うとともに、内部統制システムの整備・運用を通じて、内部管理体制の充実に向けた継続的な取組みを行います。

さらに、全社統一の企業理念の下、品質・環境及び内部統制に関する基本方針を掲げ、組織単位で目標を設定し、達成に向けて活動するとともに、事業活動全般にわたって継続的改善を進めます。その活動状況については定期的にモニタリングし、適正性・有効性のチェックを行います。その後、必要に応じて内部監査を行い、活動内容の適合性について監査いたします。

また、当社の役員及び社員が自己の職責を果たす際の指針・規範となる「行動指針」、「倫理行動規範」を定め、対象者全員がこれらを遵守するよう指導、教育するとともに、内部通報制度を整備して、不正や違法行為の発生防止と万一発生した場合におけるリスク低減を図ります。

以上の活動を通じて、当社の事業目的及び今後の事業展開の方向性、並びに当社が担うべき社会的役割を全社で共有し、一人ひとりが職務を完遂することが、ひいては当社の企業価値向上につながるものと確信しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。
同コードの原則及び補充原則につきましても、当社の企業価値向上に向けてできる限りの対応をとってまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1－4．政策保有株式】
（1）政策保有に関する方針
当社は、取引先及び主要金融機関との良好な関係を構築し、事業の円滑な推進を図ることを目的に、企業の株式を保有することとしております。政策保有株式のうち上場株式については、すべての銘柄について、投資先企業との取引状況及び今後の取引見通し等を総合的に勘案し、毎期保有の意義を判断してまいります。保有の意義が認められなくなったと考えられる株式については、適時・適切に縮減を図ってまいります。

（2）政策保有株式に係る検証の内容
当社は、毎年、取締役会において、政策保有株式として保有するすべての上場株式について保有の意義を判断するため、以下の検証を行います。
① 投資先企業との取引実績及び当社業績への影響
② 将来に向けての当社事業への技術シナジー及び投資先企業との取引展望
③ 保有株式の投資利回り

（3）政策保有株式に係る議決権行使基準
政策保有株式の議決権行使については、議案の内容が当社及び投資先企業の企業価値向上につながるかどうかという点について、株主共同の利益に配慮しつつ、議案毎に賛否を判断いたします。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数 (株)	割合 (%)
新生紙パルプ商事株式会社	1,812,200	16.51
昭和パックス株式会社	1,244,200	11.33
サンエー化研社員持株会	399,700	3.63
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	315,000	2.87
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	310,000	2.82

みずほ信託銀行株式会社	300,000	2.73
双日プラネット株式会社	201,000	1.83
株式会社みずほ銀行	200,000	1.82
山田 美千代	121,500	1.10
鈴木 靖子	117,000	1.06

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3 月
業種	化学
直前事業年度末における（連結）従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項は特にありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	8 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
藤澤 廣一	他の会社の出身者											
野口 隆一	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由

藤澤 廣一	○	―――	藤澤廣一氏は、わが国金融商品市場の公正な運営と健全な発展を支えてきた㈱東京証券取引所及び㈱日本証券クリアリング機構の出身であり、前者においては上場審査部長及び決済管理部長、後者においては常務取締役事務統括長という要職を歴任しております。そのような職歴を通じて備わった同氏の高い倫理観や専門的知見は、当社経営の健全性確保などコーポレート･ガバナンスの強化に活かされるものと認められることから、2015年6月、同氏を当社の社外取締役として招聘し、現在に至っております。 また、同氏については、その職歴から一般株主との利益相反の関係にありませんので、当社の独立役員に指定しております。
野口 隆一	○	―――	野口隆一氏は、会社法及び労働法分野、リスク管理に係る経験と知見を有しており、客観的な立場から取締役の職務執行に対する監督に活かされると認められることから、2021年6月、同氏を当社の社外取締役として招聘し、現在に至っております。 また、同氏については、その職歴から一般株主との利益相反の関係にありませんので、当社の独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社では、定期的に会計監査人との間で監査報告会を開催しており、監査役及び内部監査室長もこれに出席しております。その際、三者それぞれが実施した監査の進捗及び結果について情報や意見の交換等を行って、効果的な監査業務が遂行できるよう連携を図っております。
また、社内に確立された内部統制システムの有効性について、それぞれ監査を通じて得た検証結果に基づき、社長をはじめ各取締役に対して、連携して、見直し･改善の要請を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
宮本 貞彦	他の会社の出身者													
飯崎 充	他の会社の出身者									○	○	○		

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在･最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在･最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a　　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　　上場会社の親会社の監査役
e　　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
宮本 貞彦		―――	宮本貞彦氏は、新生紙パルプ商事（株）において、東京本店経理部長及び営業統括本部部長を歴任した後、2014年6月より同社の常勤監査役に就任しております。同氏がその職歴を通じて培ってきた財務及び会計に関する業務経験と専門知識は、当社の監査体制の強化に活かされるものと認められることから、2015年6月、同氏を当社の社外監査役として招聘し、現在に至っております。
飯崎 充	○	飯崎充氏は、現在、当社の主要株主であり取引先でもある昭和パックス（株）において、専務取締役管理本部長に就任しております。 当社と同社は、互いに相手先の主要株主であり、それぞれの業務執行者（過去に業務執行者であった者を含む）が相手先の社外監査役に就任する関係にありますが、それは、両社の事業内容の類似性による経営上の共通点が多く、相互に経営をチェックすることが合理的との理由からです。また、同社は、当社製品の一ユーザーとして取引を行っているに過ぎず、重要な取引先に該当するものではありません。	飯崎充氏は、昭和パックス（株）において、経理部長兼経営企画室長を務めた後、2013年6月に同社の取締役管理本部長に就任し、現在は同社の専務取締役管理本部長に就任しております。同氏は、当社の事業内容や業界事情にも精通し、その職歴を通じて培ってきた財務及び会計に関する業務経験と専門知識は、当社の監査体制の強化に活かされるものと認められることから、2016年6月、同氏を当社の社外監査役として招聘し、現在に至っております。同社とは相互の支配関係にはなく、株主との利益相反に通じるおそれはありません。以上より、同氏を独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	3 名

その他独立役員に関する事項

当社では、独立役員の資格を充たす社外役員をすべて独立役員に指定することとしております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

現段階においてその必要はないと判断しております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

当社の役員報酬等の総額は、企業規模及び業績等から見て特段突出した水準になく、ステークホルダーから報酬額の個別開示を求められる特別な理由も存在しないと認識しております。従って、役員報酬等の個別開示はしておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

a．基本方針
役位、在任期間に応じた報酬体系を基本としつつ月額報酬と賞与に分けて支給することとし、賞与については業績動向を踏まえ変動させることとしております。
b．決定方法
当社の取締役の報酬等は、総額220,000千円（ただし、使用人兼務役員の使用人分給与は含まない）の範囲内で、支給しております。
各取締役への個別支給額は、取締役会で決議された内規に基づき算定された支給額を取締役会決議により一任された代表取締役社長が決定いたします。月額報酬については役位、在任期間に即して計算し個別報酬が決まります。賞与については、月額報酬とは異なり、役位、在任期間に即した個別報酬を算出したうえで、対象期間の業績により変動させることとしております。
尚、決定に際しては、従業員賞与との整合性等も判断要素に加えております。
また、当社は役員退職慰労金制度を採用しております。退任時の株主総会決議に基づき、取締役については一任された取締役会決議により、内規に基づいて支給額を決定しております。その算定方法は在任中の役位、月額基本報酬および在任期間に基づいて計算しております。尚、各事業年度で発生した見積役員退職慰労金は、役員退職慰労引当金に繰り入れております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

取締役会の開催に際し、社外取締役及び社外監査役（常勤監査役を除く）に対しては、あらかじめ兼務先における予定等を確認した上で決定した年間開催スケジュールを連絡し、開催毎に概要を記した「取締役会招集ご案内」を事前に送付しております。
また、当社グループの事業内容や経営状態についてより一層理解を深めていただくため、事業所見学の実施や必要に応じて定時取締役会以外に社内常勤役員との意見交換の場を設けるなど行っております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等 更新

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件（常勤・非常勤、報酬有無等）	社長等退任日	任期
藤岡宣隆	顧問	―――	常勤 報酬有	2021/6/25	代表取締役社長 7年 代表取締役会長 3年 取締役会長 3カ月

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 更新	1名

その他の事項 更新

相談役制度については、2019年5月15日開催の取締役会で廃止しました。顧問制度はあり、現在、該当者は2名です。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

経営の意思決定については、毎月開催される定時取締役会及び必要に応じて開催される臨時取締役会において、取締役及び監査役が原則全員出席して、慎重に審議した上で決議されます。特に経営戦略上の重要事項については、常勤取締役及び常勤監査役によって構成する経営会議を取締役会に先立って開催し、事前に審議を尽くすことによって、取締役会での審議及び決議が円滑・迅速に行えるよう運営しております。

円滑・迅速な経営の意思決定と同様に、業務執行の効率化・迅速化も重要課題であります。当社では、これに対応するため執行役員制度を導入し、必要員数の執行役員を選任しております。執行役員は、取締役会における意思決定に従って、取締役に代わって職務執行を行うことが認められており、これによって、意思決定事項を迅速に事業活動に展開しうる体制が確立しております。

各取締役の職務執行については、取締役会が監督しておりますが、社外取締役2名及び監査役3名が取締役会において公正かつ客観的な立場で質問し、意見を述べることによって、各取締役の職務執行に対する監査と取締役会の運営に対する監督を行います。なかでも常勤監査役は、会社資産の状況調査、社内の重要会議への出席及びすべての取引の決裁記録や会計証憑の閲覧が認められており、これらを通じて各取締役の職務執行の適法性・適正性について監査を行っております。

また、社長直轄の組織として内部監査室を設置し、内部監査規程に基づいて社内各部門及び連結子会社に対して業務監査及び財務報告に係る

内部統制監査を実施しており、監査の結果、不備等があれば、当該部門に是正・改善を促します。監査の状況及び不備等に対する是正・改善の結果については社長及び監査役に報告するとともに、社内に構築した内部統制システムの有効性についても検証します。

会計監査人につきましては、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結しております。直前事業年度における当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、同法人に所属する鈴木泰司氏及び歌健至氏であります。

取締役候補者の指名については、代表取締役及び役付役員が、人格、能力、成果及び将来性を考慮して候補者を絞り込み、経営会議及び取締役会に諮った上で決定しております。

役員報酬については、前述した算定方針に基づいて算定された各役員の報酬額を、取締役会に諮った上で決定しております。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、監査役会設置会社を採用しておりますが、それは、当社の企業規模及び事業内容等から、効率的な企業経営を行う上で当該体制が適しているからであります。そして、その体制の下で、現在取締役6名、監査役3名を選任しており、取締役会のスリム化による意思決定の迅速化を果たすとともに、経営会議を設置して、意思決定の円滑化も実現しております。

当社の意思決定については、経営戦略上の重要性が比較的低い事項においても、基本的に取締役会または経営会議あるいは社長によって決定することとしております。このことは、意思決定事項の一貫性や方向性にぶれが生じるリスクを避けるためであり、会社組織のガバナンスを重視しての運営方針であります。

このように、当社では、意思決定の権限を取締役会、経営会議または社長に集中させた上で、執行役員制度を導入し、常務会を設置して、意思決定事項を迅速に執行することのできる体制を整備しております。

また、当社は、社外取締役2名及び社外監査役2名を選任しております。計4名の社外役員によって、取締役会の運営に対する監督と各取締役の業務執行の適法性・適正性がチェックされる体制をしいており、当社のコーポレート・ガバナンスの有効性確保に努めております。

以上のことから、当社にとって、現状のコーポレート・ガバナンス体制が、意思決定と業務執行の効率化を満たし、経営監視機能の有効性も確保しうる最善の体制であると判断し、現体制を採用・維持するに至っております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	最集中日を避けて開催しております。(第112期定時株主総会開催日:2021年6月25日)

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期決算、本決算発表後にアナリスト・機関投資家向けに代表取締役社長を説明者として開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	有価証券報告書、四半期報告書、決算短信、決算説明会資料及び株主向け報告書を定期的に掲載する他、随時IRリリース等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画室がIRに関する業務を担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、経営の透明性とコンプライアンスを確保した上で、柔軟かつ効率的な事業運営を行うことが、当社の健全かつ永続的な成長・発展につながる最善の方法であり、すべてのステークホルダーに共通する要求事項であると認識しております。 当社では、これらの要求事項と整合するよう会社諸規程・諸規則を整備しており、なかでも倫理・コンプライアンス規程及び倫理行動規範は、社会規範・企業倫理に則った企業経営を行うことによって、すべてのステークホルダーの期待と信頼に応えることを主要な目的の一つとしております。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	当社は、環境保全活動の一環として、本社、Ｒ＆Ｄセンター及び全生産拠点においてＩＳＯ１４００１の認証を取得し、維持しております。具体的な活動としては、製品及び事業活動における環境負荷の低減を積極的に進めるとともに、環境に関する社外からの情報や要望事項に真摯に対応することによって、取引先の他、地域住民の方々とも良好な関係を保っております。 さらに内部通報制度の確立や倫理行動規範の制定・周知並びにコンプライアンス教育の推進等によって、ＣＳＲ活動への取り組みを深めております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	倫理行動規範の中で、経営状況及び事業活動について適時・適切な開示を行うことによって、すべてのステークホルダーから当社に対する正しい理解が得られるよう努力することを明言しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他当社の業務並びに当社及び子会社からなる企業集団（以下「当社グループ」という。）の業務の適正を確保するための体制を以下のとおり整備いたします。

1．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

（1）当社は、倫理・コンプライアンス規程及び倫理行動規範を定め、当社グループのすべての取締役及び使用人に対して、法令、社会規範及び定款並びに会社諸規程の遵守を義務づけるとともに、これらの遵守の重要性について周知します。

（2）コンプライアンスに関する主管部門を定め、法令、社会規範及び定款並びに会社諸規程の遵守のための施策を立案し、コンプライアンスの推進に努めます。

（3）万一、不正や違法行為等のコンプライアンス違反が判明した場合は、当事者及び関係者に事情聴取を行うとともに、重要な事案については倫理委員会を招集し、原因究明及び再発防止処置の検討を行って、当該部門または子会社への処置の徹底と他の部門及び子会社への水平展開を図ります。

（4）コンプライアンスに関する社員教育を定期的に実施し、当社グループの取締役及び使用人の倫理観を養うとともに、法令等の正しい知識を有していなかったことによる違法行為を未然に防ぎます。

（5）不正や違法行為に対する内部通報窓口を設け、当社グループのすべての取締役及び使用人が互いに監視・通報しうる体制を整備します。

（6）反社会的勢力との関係を絶ち、不法・不当な要求には一切応じないことを当社グループにおける経営の基本姿勢とし、すべての取締役及び使用人に徹底するとともに、対応部署を定めて所轄警察署その他の外部専門機関と連携し、反社会的勢力との関わりを持つリスクを排除します。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

（1）当社の取締役の職務の執行に係る情報については、関連法令及び文書管理規程に基づき、その媒体に応じた適切な管理を行います。

（2）当社は、保存が必要な文書については、期間を定めて適切に保存し、取締役、監査役または会計監査人が必要とする場合、期間内であれば対象文書の閲覧ができるよう管理します。

（3）当社は、機密情報を含む文書については、その取扱方法及び廃棄方法を定め、機密情報が外部へ漏洩しないよう管理します。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

（1）当社グループの各業務プロセスに内在するリスクについては、会社諸規程及び各種マニュアルを整備し、リスクをあらかじめ特定した上で管理の方法を具体的に定めます。

（2）外部の不確定要因によって当社グループの損失発生に至る可能性がある経営上のリスクについては、現実的なリスクをあらかじめ特定し、発生の可能性及び重要性が高いと判断されるリスクについて取るべき対応を経営会議等で協議するものとします。

（3）万一、不測の事態が発生した場合は、当社代表取締役社長は速やかに対策本部を設置し、当社グループの経営に与える影響に応じて自らあるいは他の取締役または使用人を本部長に任命し、本部長の指揮による迅速な対応によって、損失の拡大防止に最善を尽くすものとします。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

（1）当社は、常勤取締役及び常勤監査役で構成する経営会議を設置し、経営上の重要事項について取締役会に議案を提出する前に、同会議において十分に審議します。

（2）経営会議において審議、承認された議案は、同会議の構成員の他、部門長及び事業所長が出席する常務会において必要に応じて事前説明または意見聴取を行うとともに、子会社に対しても同様の処置を執ることによって、取締役会の決議後、当社グループの取締役、部門長及び事業所長が円滑に職務を執行できるよう運用します。

（3）取締役会をスリム化し、会社経営における意思決定の迅速化を図るとともに、執行役員制度を導入して職務執行の効率化を図ります。

（4）当社の部門長及び事業所長並びに子会社の取締役または業務執行社員は、取締役会決議及びその他の社内決裁事項に基づき職務執行を行い、予算の達成状況その他の重要事項について関連する会社諸規程に基づき常務会、経営会議または取締役会に報告します。その後、各取締役は、報告を受けた当該情報を判断材料の一つとして経営の意思決定を行います。

5．当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

（1）当社及び子会社が、一体性を有する企業集団として互いに緊密な連携を保ちつつ、当社によるグループ経営の効率化を図るため、関係会社管理規程を定め、これに基づいて適正に子会社の管理を行います。

（2）倫理行動規範を当社グループ内で共有することによって、グループ社員のコンプライアンスに対する意識レベルを統一するとともに、子会社に対する適正な業務指導を通じてグループ内のガバナンスを確保します。

（3）当社の代表取締役社長は、当社の取締役、監査役または使用人の中から適任と認めた者を子会社の取締役または監査役に任命し、当該子会社の取締役の監督にあたらせ、その状況について定期的に報告させるものとします。

（4）当社は、子会社の取締役及び業務執行社員が、その職務の執行に係る事項について、当社の取締役、監査役または関係会社管理規程に定める管理者の求めに応じて遅滞なく報告する体制を整備します。

（5）監査役及び内部監査室は、定期的に当社及び子会社の監査を行い、その結果は当社の代表取締役社長に報告するとともに、両者の間で監査に関する情報を共有し、監査効率の向上に努めます。

6．監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

（1）監査役は、自らの職務を補助すべき使用人が必要であると判断した場合は、監査役会の決議を経て取締役会に要請することができ、取締役会は、監査役の職務が円滑に行われるよう、当該使用人の人選に十分配慮の上、これに応ずるものとします。

（2）監査役の職務を補助する使用人を置く場合は、当該使用人の人選、異動、考課及び懲戒に際して、監査役の事前の同意を必要とすることによって、取締役からの独立性を確保します。

（3）監査役がその職務を執行するために前号の使用人に業務指示を行った場合は、当該業務が完了するまでの間、取締役及び他の使用人から当該業務遂行の妨げとなる指示・命令等を受けないものとします。

7．取締役その他の役員及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制

（1）当社の監査役は、毎月開催される取締役会において、各取締役より職務の執行状況について報告を受けるものとします。

(2) 当社の監査役は、取締役会の他、経営会議、常務会その他当社グループの重要な会議に出席することができ、必要と判断した場合は、他の出席者に質問し、報告を求めることができるものとします。
(3) 当社は、内部通報制度を利用してグループ内から通報を受けた不正や違法行為に関する情報並びに当社グループの損失に関する情報が、直ちに当社の監査役に報告される体制を整備します。
(4) 当社は、前号の通報及び情報提供を行った者に対し、そのことを理由に不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループ内に周知します。

8．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(1) 監査役は、任意に事業所に立ち入って財産の状況を調査する権限、当社が行った取引について決裁記録及び会計証憑を調査する権限並びに当社の意思決定に係るすべての情報を閲覧する権限を有します。
(2) 監査役は、内部監査室、会計監査人及び子会社の監査役と定期的に情報交換を行い、互いに連携して当社及び子会社の監査の実効性を確保するものとします。
(3) 当社は、監査役からその職務の執行にあたり必要な費用の前払または償還の請求を受けたときは、速やかに請求に応じるものとします。また、当該請求に係る費用または債務の処理については、それが監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、当社が負担するものとします。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係遮断を経営の基本姿勢としております。

具体的には、反社会的勢力との関わりを一切絶ち、不法･不当な要求を受けた場合は、毅然たる態度でこれを拒絶することを反社会的勢力に対する基本方針として内部統制基本方針及び倫理行動規範に明記しております。そして、すべての役員及び社員にこれを周知させ、反社会的勢力との関係遮断に取り組んでおります。

その活動の一環として、当社の取引先に対しては、互いに反社会的勢力でないことを表明し、万一、相手方が反社会的勢力に該当または関係が認められた場合には、直ちに契約解除を可能とする反社会的勢力排除条項を盛り込んだ取引基本契約の締結を進めております。

また、人事総務部を反社会的勢力に対する統括対応部署として位置づけ、人事総務部長を不当要求防止責任者に任命し、必要な施策を講じます。その一環として、外部専門機関である社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会に加盟し、必要な対策等について指導を受けるとともに、所轄警察署、顧問弁護士などとも連携し、意図せず反社会的勢力との関わりが生じてしまった場合に備えて、適切に対処可能な体制を整備しております。

その他、人事総務部社員は、会社を代表して外部専門機関による反社会的勢力排除に関する会議･研修等に参加し、関係情報の収集に努めます。収集した情報は、人事総務部が一元管理し、社内の注意喚起に活用するほか、社内研修会等を通じて各事業所の関係者に周知を図り、反社会的勢力との関わりが生じるリスクの回避･軽減に努めます。

Vその他

1．買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

経営一般の課題として認識しておりますが、具体的な買収防衛策の導入はしておりません。

2．その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

■適時開示体制の概要

当社は、上場企業として、会社情報の適時適切な開示を、健全な金融商品市場を維持するための最も重要な責務の一つと位置付けており、それを適正に実行するための体制整備が当社に課せられた社会的責任であると認識しております。特に、当社は、投資家の投資判断に影響を与える重要な事実や決算情報等については、漏れなく正確に把握し、適時適切に開示するよう細心の注意を払っておりますが、それを確実に実施するため、次のとおり適時開示体制の整備・運用を行っております。

先ず、適時開示が必要な会社情報（決定事実・発生事実・決算情報）について、情報の種類毎に所管部署を定め、その情報の伝達を受けて適時適切に開示を行う情報開示担当部署（人事総務部・経理部・経営企画室）を割り当てます。

各所管部署においては、当該部署で取扱う情報が適時開示の対象情報かどうかを日頃より留意し、対象情報に該当すると判断した場合は、迅速性、網羅性、適時性を損なわないよう割り当てられた適時開示担当部署へ当該情報を伝達します。

伝達を受けた適時開示担当部署の担当者は、対象情報を精査し、適時開示の対象情報であると認めた場合は、適法性、正確性、公式性に留意して開示文書を作成し、情報開示責任者に提出します。情報開示責任者は、提出された開示文書の内容を確認した後、所定の決裁手続きに従って開示申請を行い、最終承認を得るまで当該情報を管理します。

当社では、適時開示が必要な会社情報のうち発生事実の開示については原則として社長承認を必要とし、決定事実と決算情報の開示については原則として社長承認に加えて取締役会の決議を必要とします。最終承認された開示文書は、情報開示責任者の指示に基づき、情報開示担当部署の担当者が公平性、積極性に配慮してTDnetを通じて開示します。また、当社ホームページにも当該開示文書を掲載し、必要に応じてプレスリリースを行います。

適時開示完了後、情報開示担当部署の担当者は、情報開示責任者にその旨を報告し、情報開示責任者は、TDnetで会社情報が適正に開示されていることを確認します。その後、開示文書は、情報開示責任者の下で一元的に保管・管理されます。

また、当社は、適時開示が必要な会社情報の事前の漏洩や内部者による不正利用が行われないよう必要な措置を講じるとともに、当該情報を取扱う関係者に対して適宜教育や注意喚起等を行って、適正な適時開示体制の維持に努めてまいります。

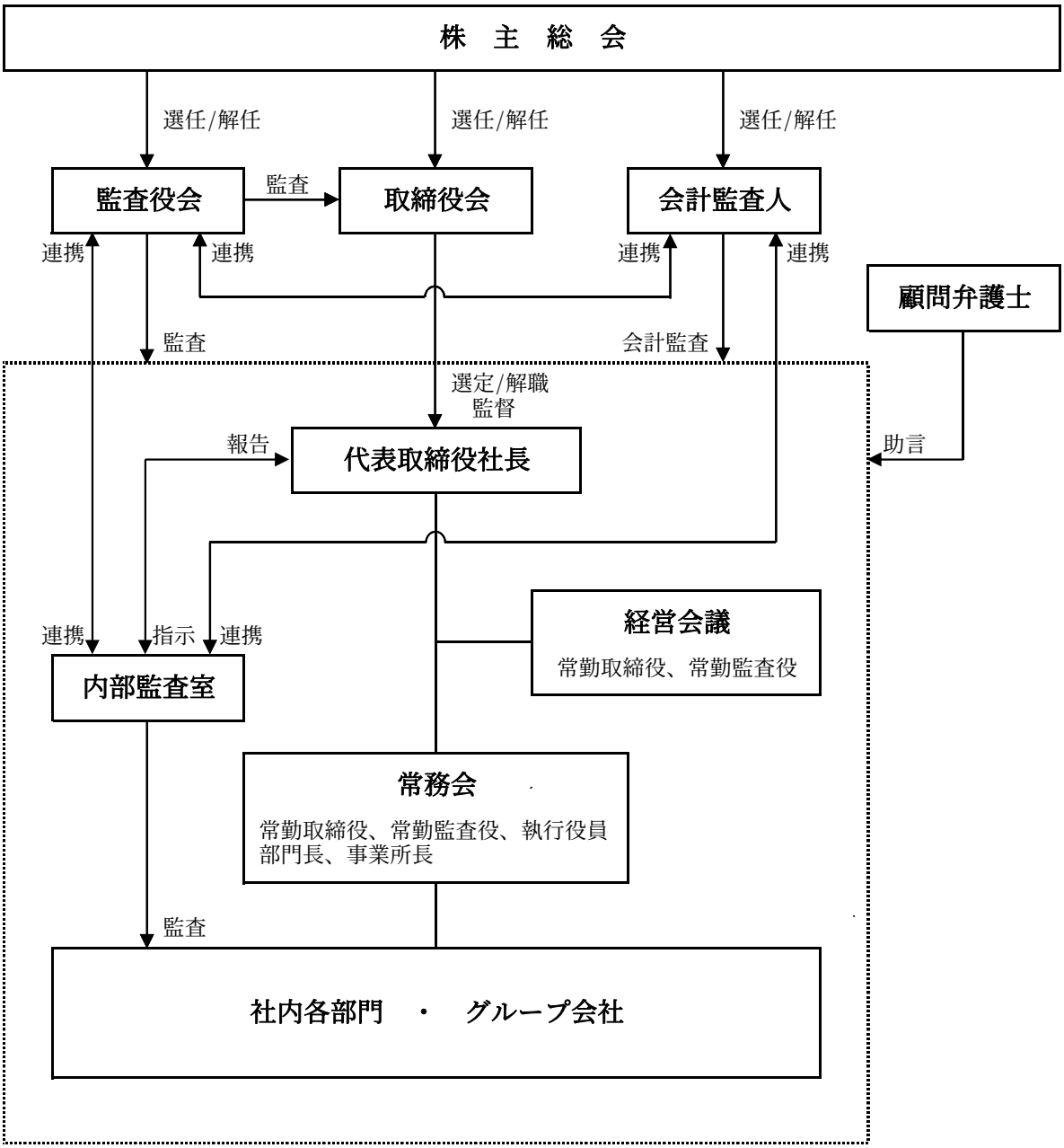
株　主　総　会
選任/解任
選任/解任
選任/解任
監査役会
監査
取締役会
会計監査人
連携
連携
連携
連携
顧問弁護士
監査
会計監査
選定/解職
監督
報告
代表取締役社長
助言
連携
指示
連携
経営会議
常勤取締役、常勤監査役
内部監査室
常務会
常勤取締役、常勤監査役、執行役員
部門長、事業所長
監査
社内各部門　・　グループ会社

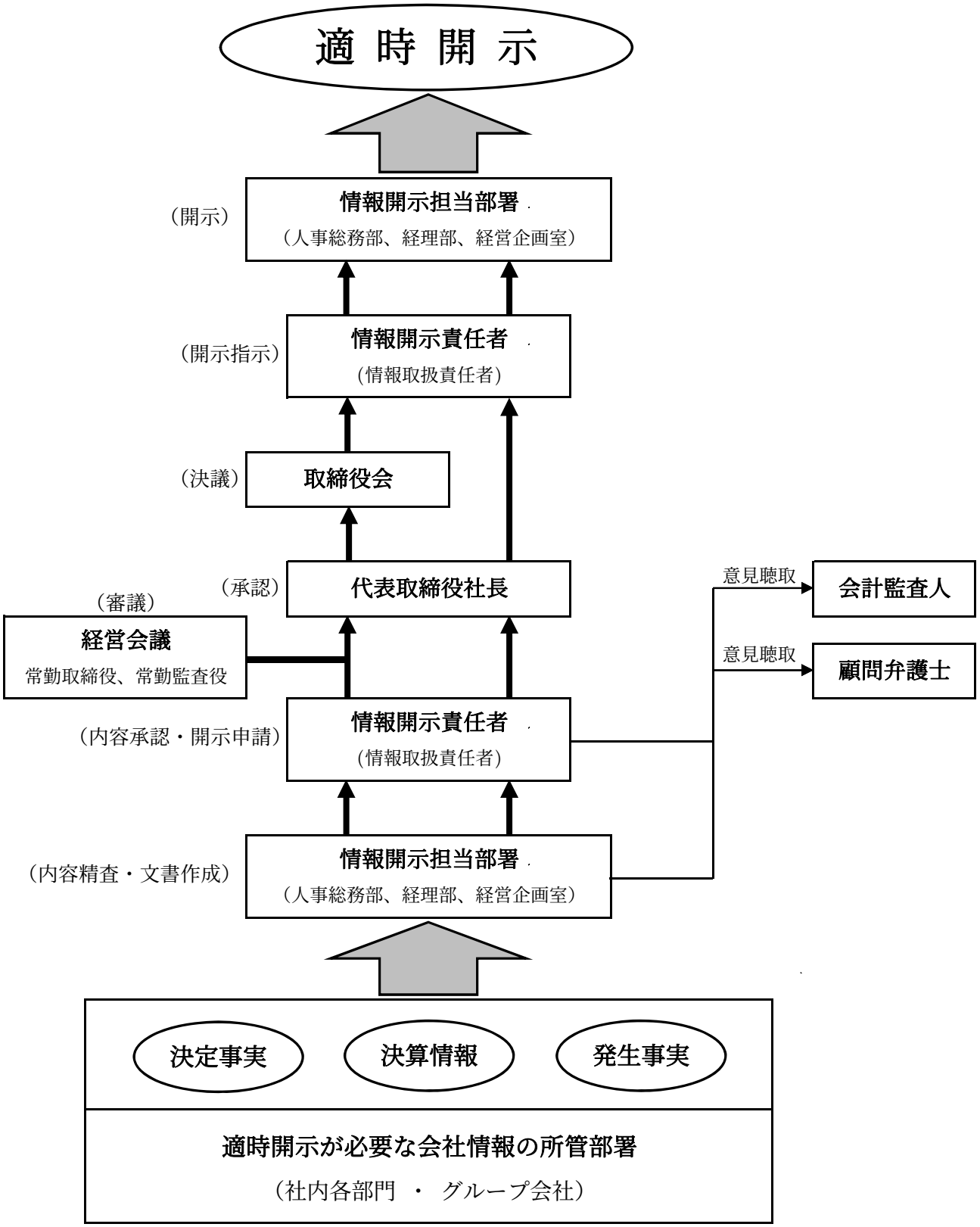
適 時 開 示
（開示）
情報開示担当部署
（人事総務部、経理部、経営企画室）
（開示指示）
情報開示責任者
(情報取扱責任者)
（決議）
取締役会
（承認）
代表取締役社長
（審議）
経営会議
常勤取締役、常勤監査役
意見聴取
会計監査人
意見聴取
顧問弁護士
（内容承認・開示申請）
情報開示責任者
(情報取扱責任者)
（内容精査・文書作成）
情報開示担当部署
（人事総務部、経理部、経営企画室）
決定事実
決算情報
発生事実
適時開示が必要な会社情報の所管部署
（社内各部門 ・ グループ会社）